

道路運送車両法施行規則等の一部改正について

平成 14 年 9 月
国土交通省自動車交通局

1. 改正の背景

近年の自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、本年 7 月に改正された道路運送車両法（以下「改正法」という。）において、整備管理者制度の見直しを行い、今後、整備管理者の選任要件及び資格要件を国土交通省令で定めることとされました。

また、近年、不正改造を行った自動車が社会的に大きな問題となっていることにかんがみ、改正法において、不正改造を行う行為そのものを禁止する規定が新設されるとともに整備命令に関する制度が強化されました。

さらに、フロン回収・破壊法に「何人もみだりにフロン類を放出してはならない」旨が規定されるとともに、改正法の目的に「環境の保全」が追加規定されました。また、近年、カーエアコンの点検・整備の際にフロン類を扱っている自動車分解整備事業者がフロン類の放出を防止することへの社会的な要請が高まっているところです。

2. 改正の概要

上記の背景のもと、道路運送車両法施行規則、道路運送車両の保安基準、指定自動車整備事業規則などの一部を以下のとおり改正することとします。

(1) 整備管理者制度関係

道路運送車両法施行規則の一部改正

・整備管理者の選任要件及び資格要件の変更

改正法第 50 条の規定に基づき、整備管理者を選任しなければならない自動車、その台数その他の要件（選任要件）及び整備管理者が備えなければならない要件（資格要件）について以下のとおり改正することとします。

(選任要件の改正案)

車種	現行の規制 (選任が必要となる台数) 【車両法50条において規定】	⇒ 見直し後の規制 (選任が必要となる台数) 【車両法施行規則に委任し、規定】
バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上	<事業用・レンタカー> 1台以上(現行どおり) <自家用(レンタカーを除く)> ・乗車定員30人以上 1台以上 ・乗車定員11人以上29人以下(マイクロバス) 2台以上
事業用トラック、タクシー(乗車定員10人以下の自動車) ----- 自家用大型トラック (車両総重量8トン以上)	5台以上	5台以上(現行どおり)
自家用乗用車 自家用中・小型トラック (車両総重量8トン未満)	10台以上	<事業用に準ずる自動車(レンタカー、貨物軽自動車運送事業用自動車)> 10台以上(現行どおり) <その他の自動車> 選任の必要なし

 : 改正規定

(資格要件の改正案)

現行の資格要件 【車両法51条において規定】	見直し後の資格要件 【車両法施行規則に委任し、規定】
整備又は改造に関する5年以上の実務経験を有する者	点検又は整備に関して5年(国土交通大臣が定める講習を修了した者については、2年)以上の実務経験を有する者
自動車整備士技能検定に合格した者	(現行どおり)
大学の機械系学科修得後、整備又は改造に関する1年以上の実務経験を有する者	(削除)
高校の機械系学科修得後、整備又は改造に関する3年以上の実務経験を有する者	
	整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、国土交通大臣が定める講習を修了した者
	国土交通大臣が前3要件に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者

注：下線部が改正箇所

- ・整備管理者の選任届出書の記載事項の変更
整備管理者の選任要件を改正することに伴い、整備管理者の選任届出書に記載すべき自動車の種類ごとの数について見直すこととします。
- ・整備管理者の研修義務の新設
整備管理者を選任した者は、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に研修を受けさせなければならない旨を規定することとします。

(2)不正改造防止関係

道路運送車両法施行規則の一部改正

- ・整備命令標章の表示方法
改正法において、不正改造車に整備命令を発令した際には、当該自動車に整備命令標章を貼付しなければならないとされたことから、その整備命令標章の貼付場所、様式等を規定することとします。具体的には、標章を前面ガラスに前方から見やすいよう（運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の前面の見やすい箇所）に貼り付けることとします。
- ・自動車検査証の記載事項の追加
整備命令を受けた自動車については、自動車検査証に、その旨を記載することとします。
- ・車両番号標の領置義務の追加
使用停止命令を受けた軽自動車や二輪の小型自動車の使用者についても、道路運送車両法で領置を義務付けられている一般の登録自動車と同様に、遅滞なく当該軽自動車等のナンバープレート（車両番号標）について運輸支局長等の領置を受けなければならない旨を規定することとします。
- ・その他
改正法において、第54条の2の整備命令が新設されたことに伴い、従来の整備命令に関し規定されていた自動車検査証の提示の命令、軽自動車届出済証の返納義務等について、第54条の2の整備命令の場合も同様に規定することとします。

道路運送車両の保安基準の一部改正

- ・前面ガラスに貼付してよいものの追加
自動車の前面ガラスに整備命令標章を貼り付けてもよいこととします。

指定自動車整備事業規則の一部改正

- ・指定自動車整備事業者の自動車検査員が証明を行ってはない事項の追加
改正法第54条の2の整備命令を発令されている自動車を実際に運輸支局等へ現車提示させるため、指定整備事業者の自動車検査員は、改正法第54条の2の整備命令を発令されている自動車には保安基準に適合していることの証明をしてはならないこととします。

(3)自動車分解整備事業者の遵守事項関係 道路運送車両法施行規則の一部改正

- ・遵守事項の追加
オゾン層の破壊や地球温暖化を防止することへの社会的要請が高まっていることから、自動車分解整備事業者の遵守事項の中に、フロン類をみだりに大気中に放出してはならない旨規定することとします。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	平成14年12月中旬
施	行	平成15年4月1日